

新宿区教育委員会会議録

令和2年第7回定例会

令和2年7月3日

新宿区教育委員会

令和2年第7回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和2年7月3日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時54分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	今 野 雅 裕
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋
委 員	山 下 浩 一 郎	委 員	羽 原 清 雅

説明のため出席した者の職氏名

次 長	村 上 道 明	中央図書館長	中 山 浩
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	荒 井 亮 宏
教育支援課長	内 野 桂 子	学校運営課長	広 瀬 岳 平
主任指導主事	小 林 力	統括指導主事	坂 元 竜 二
統括指導主事	波 多 江 誠		

書記

教 育 調 整 課 査 平 明 生	教 育 調 整 課 係 国 分 克 行
-------------------	---------------------

議事日程

議案

日程第1 第30号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

報告

- 1 令和2年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 新型コロナウイルス感染症対応について（教育指導課長）
- 3 区立女神湖高原学園の利用再開について（教育支援課長）
- 4 令和2年度区立学校屋内運動場の空調設備整備スケジュール等について（学校運営課長）
- 5 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和2年新宿区教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、羽原委員にお願いいたします。

○羽原委員 はい。

◎ 第30号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会
教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第30号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」を議題とします。

本日の進行につきましては、日程第1 第30号議案について説明を受け、審議した後、報告1から報告4について一括して報告を受け、質疑を行います。

それでは、第30号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第30号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について、御説明いたします。

議案を1枚おめくりいただきまして、こちらが臨時代理の概要等を記載したものとなっております。本来、補正予算案など区長に対し教育委員会の意見を述べる事務につきましては、教育委員会の権限に属するものとして御審議をいただく事案であります。さきの令和2年新宿区議会第2回定例会に提出されました令和2年度新宿区一般会計補正予算（第5号）中、歳出第10款教育費につきましては、教育委員会を開催するいとまがなかったため、教育長が臨時代理を執行し、補正予算（案）に異議がない旨の意見を述べたものでございます。

つきましては、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則に基づき、本議案により教育委員会の承認を受けるものでございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、今回の補正予算の概要となっております。

今回補正を行ったものは、全部で5事業でございます。いずれも、新型コロナウイルス感染症対策に係るものです。

初めに、第2項小学校費、第4目学校保健費、事業名はその他保健衛生費でございます。

補正予算額は5,800万円の増で、財源内訳といたしまして、都支出金と一般財源がそれぞれ2,900万円の増、補正後の予算額は8,737万円となっております。こちらは、区立小学校に対する新型コロナウイルスの感染防止用物品等の購入に要する経費を計上したものでございます。

なお、この購入経費につきましては、都補助金（公立学校新型コロナウイルス感染症対策支援事業費）の対象となることから、併せて計上したものでございます。

次に、第3項中学校費、第4目学校保健費、事業名はその他保健衛生費です。こちらの補正予算額は2,000万円の増で、財源内訳といたしましては、都支出金と一般財源それぞれ1,000万円の増、補正後の予算額は2,850万9,000円となります。

こちらの補正理由につきましても、小学校と同様でございます。

次に、第4項特別支援学校費、第1目特別支援学校費、事業名は管理運営費でございます。補正予算額は300万円の増で、都支出金、一般財源が共に150万円の増、補正後の予算額は3,911万7,000円となります。こちらの補正理由も小学校、中学校と同様です。

次に、第6項幼稚園費、裏面になります。第1目幼稚園管理費、事業名は保健衛生費、その他保健衛生費です。補正予算額は700万円の増、都支出金も700万円の増で、補正後の予算額は877万2,000円となります。こちらは、区立幼稚園に対する新型コロナウイルス感染防止用物品等の購入に要する経費を計上したものでございます。

なお、購入経費につきましては、都補助金（公立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費）の対象となることから、併せて計上したものです。

次に、第2目幼稚園振興費、事業名は私立幼稚園事業助成、安全安心助成でございます。

補正予算額は450万円の増、都支出金も450万円の増で、補正後の予算額は2,070万円となります。こちらは、区内の私立幼稚園に対する新型コロナウイルス感染防止用物品等の購入経費助成に要する経費を計上したものでございます。

なお、本助成の経費につきましても都補助金（私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費）の対象となることから、併せて計上したものです。

以上、補正予算額の合計は9,250万円の増額で、補正後の教育費全体は119億2,682万1,000円となります。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、第30号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関して、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第3条第1項の規定に基づき、

教育委員会の承認を受ける必要があるためでございます。

説明は、以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

第30号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御質問がないようであれば、質疑を終了させていただきます。

第30号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第30号議案は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

-
- ◆ 報告 1 令和2年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
 - ◆ 報告 2 新型コロナウイルス感染症対応について
 - ◆ 報告 3 区立女神湖高原学園の利用再開について
 - ◆ 報告 4 令和2年度区立学校屋内運動場の空調設備整備スケジュール等について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1から報告4について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○次長 それでは、令和2年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について、御報告をさせていただきます。

報告1の資料を御覧ください。記載の順に従って御説明させていただきます。

令和2年6月10日、また11日の2日間で開かれまして本会議におきまして、教育委員会には7会派から御質問を頂戴いたしました。いずれも新型コロナウイルス感染症に関する学校の動き等について御質問をいただいたものでございます。

I 新宿未来の会です。新型コロナウイルス感染症への対応と新しい生活様式について、御質問をいただきました。併せて、同会派からは一般質問で同じような御質問をいただいておりますので、あわせて御紹介したいと思います。

まず、代表質問では、感染症対策と熱中症対策の両立、それから体育・音楽等のいわゆる感染が危ぶまれるような授業についての工夫、この2点について御質問いただきました。

答弁については、御覧いただきますとおり、指導計画を見直す等々の中で、リスクの低い指導内容から順次実施をすること。また、熱中症計等々を設置しておりますので、これを目安にして、熱中症の危険性が高い場合はマスクを外すなどの対応を取りながら、感染予防と熱中症対策を両立させていくといった趣旨の答弁をさせていただいています。

また、一般質問でいただいたものも同様の内容です。音楽と体育の授業の工夫、また、部活動についてのお尋ねでした。

1枚おめくりいただきまして2ページ目、部活動についてですが、現在、部活動については原則活動しないこととさせていただいておりますが、感染防止措置が取れるものから順次、適切な管理の下で開始することとさせていただいておりますので、そうした御答弁をさせていただきました。

II 自由民主党新宿区議会議員団からの御質問です。

こちら、新型コロナウイルス感染症と区民や児童・生徒の心のケアについて、ということで御質問いただきました。御質問の趣旨としましては、この3か月間臨時休業をさせていただきましたが、この間の児童・生徒の不安を解消する取組、それから、学校再開に向けた児童・生徒の心身の健康や、教員を含めた学校の体制づくり、再開後の児童・生徒の様子といったことについてお尋ねいただきました。

答弁につきましては、記載のとおりでございます。

III 新宿区議会公明党です。

こちら、1つ目は、感染症の影響に伴う家庭支援についての御質問です。

一斉休業の間、いわゆる虐待の懸念が高まり、早期発見が重要であるということで、どのように児童・生徒の現況把握をしてきたかという御質問です。

答弁については、スクールカウンセラー等を中心に、教員も含め、学校全体で未然防止、早期発見、早期対応に努めていく旨、御答弁させていただいています。

2つ目は、環境施策の推進についてということで、いわゆる環境絵画や環境日記といった取組を毎年行っておりますけれども、重要な取組なので、コロナ禍の状況下ではあるけれども、きちんと実施していけるかどうか、との御質問でした。

答弁としましては、こういった状況下ではありますが、特に夏季休業期間にこの取組は各学校で進めていただいております。今回、夏季休業期間が短くなりますので、従来どおり全面的な形でということは難しいかもしれませんが、重要な取組ですので、各学校に対して引き続き働きかけをしていく旨、御答弁をしています。

3つ目が教育支援についてです。内容としては5点の御質問をいただいておりますが、1点目がマスク等の供給と水道栓、また、いわゆる非接触型の体温計やサーモグラフィー、こうしたものを配備すべきではないかといった御質問でございます。

2点目が、学校給食における感染予防策について。

3点目が、収入が減じた家庭への支援として、学校給食の無償化等の取組を考えてはどうかといったこと。

4点目が、児童・生徒の学習の保障の面でのオンライン学習環境の整備と、1人1台端末の整備スケジュールについて。

5点目が、今回こうした事態の中で授業時数が確保できない中で、文科省が教科書の重要ポイントを示すこととしましたけれども、子どもたちに学びの格差が生じないように、との観点から、再度休校した場合の教育委員会の見解についての御質問でした。

答弁については、4ページ目でございます。

1点目のマスクについては、既に御報告のとおり、しっかりと配布をしております。また、今回組ませていただきました補正予算を使いまして、基本的にはレバー式の水栓を導入していくと。既に進めている学校もございますが、今後も進めていくということでございます。ただ、手をかざすだけで水が出る自動水栓については、なかなか、電源の確保等、工事自体が難しいところもございますので、基本的には、レバー式の水栓への工事を進めていく旨の答弁をさせていただきました。それから、非接触型の体温計は既に配備済みでございますが、サーモグラフィーについては、学校全面再開の日に合わせて各校に配備をさせていただきました。

2点目については記載のとおりでございます。

3点目、学校給食の無償化でございますが、こちらにつきましては従来から答弁申し上げておりますとおり、国全体でその方向性を定めるものと考えておりますが、就学援助の規定の中で、当該年度に大幅な収入減が生じたような場合には認定ができることとなっておりますので、この条項を活用しまして、今年度4、5月に職を離れたり、収入が大幅に減じた御家庭について、就学援助の中で対応していくといった御答弁をさせていただいております。

4点目、学習機会の確保ですが、こちらは既に御報告のとおり、5月末からタブレット端末を3年生以上に配備させていただきました。また、中学3年生については全員に貸与という形で対応させていただいておりますので、その旨の御答弁でございます。それから、GIGAスクール構想に基づく1人1台化については、今年度中に配備を進めていく旨、御答弁させていただいております。

それから5点目、学習内容を今年度内に終わられるのかについてでございますけれども、現在、各教科のポイントを押さえた指導計画の見直しを、教育委員会支援の下、各学校で進めさせていただいております。再度休校となってしまった場合でも、小学校6年生と中学校3年生、卒業の年次に当たるお子さんたちについては、土曜授業も活用しまして、学年内に学習を終えることを最優先に進めていくと。また、それ以外の学年については、国が示しておりますとおり次年度に一部繰り越すこともあり得るといった答弁でございます。

当該会派については、もう一つ、一般質問で、子どものゲーム依存についての御質問がございました。こちらは長期の休業の中で、家でゲームをする時間が増えてきて心配だといったことが根底にある御質問でございますが、ゲーム依存の予防啓発について、どのように進めていくのかとの御質問です。

こちらについては、以前にも御答弁をさせていただいておりますが、今回は「おうち de チャレンジ応援サイト」の中で啓発資料等を各御家庭でも見れるようにしている旨、御紹介をさせていただきました。また、7月発行の「しんじゅくの教育」でも、ゲーム依存の未然防止に関する内容を各家庭にお届けするといった内容の御答弁をさせていただきました。

IV 日本共産党新宿区議会議員団からの御質問です。

こちらも、感染拡大防止に対応した小中学校、保育園・子ども園・幼稚園の運営について、ということで、幼稚園と小・中学校についての御答弁をさせていただきました。

内容は全部で6点ありますが、1点目が非接触型の体温計の追加購入や、サーモグラフィの設置等について。諸々の感染防止対策に関する御質問でございます。

2点目が、私立幼稚園に対する感染予防のための設備を整える技術的・財政的支援、こちらをすべきではないかとの御質問です。

3点目が、学習内容の精選・重点化について国が示していますけれども、小・中学校には、指導計画を作成するに当たってどのように助言・援助していくのかといった御質問です。

4点目が、こうした状況下で、学習面で遅れが出てくる、あるいは、補習を行うなどの対応が必要になってくるであろうと。その中で区費講師を増員すべきではないかという御質問です。

5点目が、こうした状況を受けて、少人数学級、少人数授業を行うべきではないかとの御質問です。

6点目が、タブレット端末を全児童・生徒に配付し、双方向のコミュニケーションが取れる学習環境の整備すべきであるなどの御質問でした。

それぞれの答弁については記載のとおりでございます、5ページから6ページ中段にかけて、記載してございます。

1点だけ、5点目の少人数学級につきましては、従来どおりの御答弁をさせていただいております、国として進めていく中で、区としましては特別区の教育長会を通じて要望させていただいておりますので、そういった対応・準備をしつつも、区が先行で飛び出して区費講師を配置して対応するといったことは考えていない旨、答弁させていただいております。

V 立憲民主党・無所属クラブです。

こちら、コロナ禍における学校や学習のあり方と今後について、ということで、新型コロナウイルス感染症関係で御質問を5点いただいております。

1点目が感染症対策と熱中症対策の両立、また、学びの保障をどのように行っていくのかについて。

2点目が、今後、感染の第2波、第3波の到来が予想される中で、感染者が出た場合の対応や休業の範囲をどうするのかということ。

3点目が、今後、再度の休業となった場合、学習を保障するためのICT機器の配付対象の拡大や、支援内容の拡充について。

4点目が、オンライン学習を取り入れるに当たっての個人情報の取扱いについて。特に、民間事業者と情報を共有されると、そこでは区はどういったルールを考えているのかといった御質問です。

5点目が、期休業となるような場合、給食に代えてお弁当を出すか、あるいは昼食を取るに足る金額を支給するなどの対応が必要ではないかとの御質問です。

7ページに移らせていただきまして、答弁につきましては、こちら記載のとおりでございますが、最後の5点目について、今後、再度の臨時休業が起こった場合、現在はいわゆる食材費相当分を、就学援助を受給されているお子さんには給付をさせていただいております。これにつきましては、今後もう一度臨時休業があった場合は課題であると認識している旨は、答弁の中でお示しをさせていただきました。

VI 社民党新宿区議会議員団です。

新型コロナウイルスからいのちと暮らしを守ることに、ということで3点、御質問をいただいております。

1点目が、「新宿区立学校危機管理マニュアル」について、今回、これをどのように生かしたのかということ。

2点目が、子どもたちの教育を受ける権利をどのように保障していくのかについて。

3点目が、2点目とも関連しますが、オンラインを活用した家庭学習支援をどう充実していくのかについて。

8ページに移らせていただきまして、教育長からの答弁については、記載のとおりでございます。

VII スタートアップ新宿です。

御質問は、学校について、ということで、7点の御質問をいただきました。

1点目は、今回のコロナ禍で教育におけるICTの活用が進んでいくことを前提に、EdTech（エドテック）に取り組む企業との連携が重要であるとした上で、この情報収集をどのように行ってきたか。

2点目が、受験生に対するオンライン学習塾等の支援が有効ではないかということ。

3点目が、児童・生徒に対するAndroid端末の使い方の説明についてです。今回お配りしているのはAndroid端末ですので、これを使用した場合に、いわゆる初期化をしたり、管理権限を取得したりするroot（ルート）化というものがあるのですが、つまり諸々の設定を勝手に変更されないような対策、これをどう行っていくのかという御質問でした。

5点目が、貸与したタブレット端末の活用方法について、今後どういったことを考えているかについて。

6点目が、この学校情報ネットワークの課題について。学校と家庭が双方向に情報を共有できる、グループウェアの導入が必要ではないかといったこと。

7点目が、プリンタで出力したりすると、大量の用紙が必要ではないかということで、そうした支援は考えていないのか、といった御質問をいただきました。

御答弁は、こちらに記載のとおりでございますが、1枚おめくりいただきまして、root化については、ダウンロードができないような設定になっておりまして、フィルターもしっかりかけています。従いまして、一般的な知識の中では、きちんと防いでいるものでございます。

それから、用紙についてですが、今回のタブレット端末は、端末上で全て完結してできるようになっておりまして、いわゆるプリンタや用紙を使わない仕様となっております。学習教材につきましても、そのような設定となっておりますので、そういった面での支援については考えていない旨、御答弁差し上げました。

長くなりましたが、今回の議会における質問に対する答弁要旨は以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

続いて、報告2をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、報告2、新型コロナウイルス感染症対応について御報告いたします。本日は、今後の学校行事等のあらましについて御報告申し上げます。

新宿区といたしましては、令和2年6月19日に東京都教育委員会から都立学校に対して出された新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドラインの改訂版を踏まえて、方針を定めております。このガイドラインでは、学校行事について12月までに実施予定の児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う活動、文化祭、体育祭等、宿泊を伴う行事や校外での活動は延期または中止するとあり、これを受けて、お手元の資料にあるとおりの対応を取りたいと考えております。

第1に、運動会及び学芸会等については2学期終了時までには行わないことといたしました。ただし、学年を超えない範囲で土曜授業等を使って実施することはできるものでございます。学校の教育課程の工夫の中で行うということでございます。

第2に、遠足及び社会科見学については2学期終了時までには中止といたします。ただし、小学校で実施が想定される地域での調査活動等は、徒歩でならば行うことができるとしてございます。

第3に、移動教室については、年明けに実施予定の中学校2年生のスキー教室を除いて、本年度は中止としてございます。

第4に、中学校3年生の修学旅行については、状況を見ながら実施できるようにしてまいりたいと考えております。ただし、新宿養護学校につきましては、現時点では修学旅行に同行する医師の派遣が困難であるということもございまして、実施できない状況でございます。

最後に、7月下旬に予定しておりました英語キャンプは延期とし、実施については別途検討する予定でございます。

このような方針で、区立幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校は、教育活動を進めていく予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 続いて、報告3をお願いいたします。

○教育支援課長 それでは、報告3、区立女神湖高原学園の利用再開について、御報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が収束するまで保養施設を利用中止とさせていただきますが、施設の感染予防対策を実施しつつ、利用を再開させていただきたいと思っております。

記書き1番、利用の再開日ですが、区の保養施設といたしましては、令和2年8月1日に再開をするところでございますが、女神湖高原学園につきましては、屋根の改修工事及び空調設備の改修工事等を現在行っておりますので、9月7日の再開を予定しているところでございます。

再開方法及び施設管理者が実施する主な安全対策と利用者への協力要請事項につきましては、施設のほうで宿泊者を利用定員の半分以下とするなど、利用者の社会的距離の確保を図りながら、段階的に再開をしていきたいと考えております。定員制限の解除等、全面再開への移行につきましては、区内の感染状況や今後の動向を踏まえて判断してまいりたいと考えております。

1枚おめぐりいただきまして、別紙1に具体的な内容を記してございます。

まず、再開手順でございますけれども、第1段階といたしましては、利用定員を半分程度に抑えまして、宿泊施設、客室を連続使用しないような形で運営をしていきたいと思っております。この間は休憩利用、午前10時から午後1時の利用も中止をさせていただき、また、附帯施設の宿泊者以外の利用につきましても、中止とさせていただきたいと考えております。

利用申込みの再開時期につきましては、宿泊日の2か月前の同日からが受付になりますので、7月7日から受付を再開する予定となっております。

その下、施設管理者の実施する主な安全対策につきましては、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会が出しております宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づいた措置を取らせていただきたいと考えております。

この中で、3番の食事処、こちらは区民棟と学校棟の両方を使いまして、食事処で社会的距離の確保を図りたいと考えております。

裏面をおめぐりいただきまして、6番、バスにつきましては、女神湖高原学園では送迎サービスを行っておりますけれども、これにつきましても乗車人数を定員の50%程度に制限して運行いたします。

7番の附帯設備（体育館・レクリエーションホール・オリエンテーションホール・談話室）につきましても、定員の上限を設定して利用させていただきたいと思っております。

また、体育館などでの貸出道具の消毒の徹底ですとか、談話室ではマイクカバーを利用人数分提供するなどの対応によって、安全対策に万全を期していきたいと考えております。

報告資料3の1枚目にお戻りいただきまして、記書き3番、区民への周知についてです。こちらは記載のとおり、区と女神湖高原学園のホームページでの周知、また、区設掲示板や

特別出張所での掲示、さらに7月5日号の「広報新宿」に掲載させていただくことで、区民の皆様へ周知を図っていきたいと考えております。

報告は以上です。

○教育長 続いて、報告4について、お願いします。

○学校運営課長 それでは、令和2年度区立学校屋内運動場の空調設備整備スケジュール等について、御報告いたします。

1の今年度の実施校につきましては、小学校16校、中学校3校でございます。中学校につきましては、武道場のみの整備を予定しております。

2の実施時期につきましては、1枚おめくりいただきまして、設置スケジュール等一覧がございます。このうち、四谷第六小学校、早稲田小学校、市谷小学校、そして中学校の3校につきましては、夏休み期間中に工事が終了する予定でございます。それ以外の学校につきましては、こちら記載のと通りのスケジュールとなります。

こちらの工事スケジュールにつきましては、各学校の入札までの間にこちらの仕様書に記載しました行事等を踏まえて、このスケジュールで設置したものでございます。

1枚目の資料にお戻りいただきまして、3の施設の利用制限でございます。平日の夜間開放は通常どおり利用可能とし、土・日、祝日の体育館、校庭開放は、体育館屋内作業及び校庭への工事車両の出入り等があるため、夜間を含め中止といたします。

4の周知でございますが、該当校への周知は、スケジュール調整の段階で実施済みでございます。また、保護者への周知につきましては、学校及びPTAを通じて実施いたします。学校施設開放における利用登録団体等への周知につきましては、地域振興部生涯学習スポーツ課を通じて実施する予定でございます。

5のその他といたしまして、工事資材等の入荷状況により、工事時期が前後する場合がございます。土日の作業につきましては、3日間程度の全館停電と2日間程度のガス停止が見込まれるものでございます。その際、校内の給湯器及び冷暖房設備が停止する場合がございます。放課後子どもひろば、学童クラブ等の利用に当たり、工事期間中の施設利用について、子ども家庭部と調整してまいります。

以上でございます。

○教育長 報告が終わりました。

それでは、順次、質疑をお願いしたいと思います。

報告1について、御意見、御質問がある方はお願いいたします。

○**今野委員** 部活動ですけれども、原則的には実施しない。そして、体制が整って安全が確認できたら実施を認める、ということでしたけれども、現状はどのような感じでしょうか。ある程度は実施されているのでしょうか。

○**教育支援課長** 分散登校の期間につきましても一律中止ということにさせていただきまして、6月29日からの通常登校においては、基本的には原則中止なんですけれども、できるものから行うということで、教育委員会では通知をしているところでございます。現状につきましては、まだ情報の集約ができていないところでございますが、まだ再開したというお話は確認していないところでございます。

○**教育長** よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** よろしければ、報告1について、質疑を終了いたします。

次に、報告2について御意見、御質問がある方は、お願いいたします。

いかがでしょうか。

では、私から。修学旅行の検討状況について追加で少しご説明いただければと思います。

○**教育指導課長** 現在、各学校がそれぞれ修学旅行を実施するに当たりましては、事業者さん、旅行会社さんが間に入っていることが通常でございますので、そちらと、具体的に輸送の面であるとか宿泊の面であるとか、どういう対応ができるのかということに現在詰めているところでございます。その結果を確認しまして、改めて学校と協議してまいりたいと考えております。

○**教育長** ほかに、御質問はいかがでしょう。

○**羽原委員** 総体として、学校現場でこういう点で悩んでいる、困っているというようなことがありますか。こういう状況ですし、一定の制限をかけていくことは、これはやむを得ないんですよ。やむを得ないけれども、しかし、その中でも、これさえ、こういうことさえ何とかなればと。そういう苦衷というか、そのようなことがあれば。

○**教育指導課長** 学校としましては、例年やっていた行事というのがなかなか従来どおりにできないということで、まずはどのようにしてやっていくか、ということが1つございます。

それから、学校行事の機会というのは、種類にもよりますけれども、全校の児童・生徒が集まって、例えば低学年の子からすると、上の学年のお子さんを年長者として見て学ぶという機会でありまして、大切な場だということは、私どものほうも認識しております。今年度

に関してはなかなかそういう形で実施ができませんので、同じようにとまでは言わないにせよ、例えばビデオを使って流すとか、そういったことも含めまして、現在、学校で検討しているところでございます。

以上でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

資料に記載してある「原則として学年を超えない形で」という辺りについて、説明していただければ。

○教育指導課長 「原則として」ということに関しましては、やはり学校規模でありますとか、地域保護者の状況もございます。また、感染症そのものの状況もございますので、必ずしも1つの学年でやらなければならないということではなくて、ある程度は状況を見ながら学校に判断していただくことができる余地を残したものでございます。

○羽原委員 例えば、修学旅行について、学校はやりたい、しかし保護者のほうから大事を取ったほうがいいのか、そういう協議のようなものがあるのかどうか。

○教育指導課長 実際のところは、こういう形で修学旅行を実施する場合には、学校の方から「実施します」ということで、事前にきちんと保護者の方に御説明をする。例年、それは行っているところでございますが、今年度は感染症対策について付け加えてお話をいただいて、その上で保護者の方から参加の申込みや同意をいただいて、実施するという形を今年度は取ってまいりたいと考えております。

○羽原委員 通常ならば全員、そうでなくても9割方とか、そういう参加があって初めて教育的効果のようなものが担保できると思うんだけど、実際に保護者に説明したら「やっぱりやめた」というようなことになって、半分程度の参加になってしまったと。もし、そういうことになったときはどうするんですか。

○教育指導課長 実際の参加人数を踏まえてどうするのかというのは、やはりそのときの状況によつての判断だとは思いますが。ただ、実際に参加をされない方もいるということは、特に今年度の場合は前提として考えていかなければならないことであると思っております。そういった方に関しては、二泊三日の間、家庭に残っていただくことになるかと思っておりますけれども、課題等を出すであるとか、そのような対応はしてまいりたいと思っております。いずれにしても、やはり感染症の状況等を見ながら、私どもと学校とで、慎重に打合せをしていきたいと考えているところでございます。

○羽原委員 例えば、ある学校は修学旅行に半数しか参加しないと。すると、もう半分の子

もたちは家にいるか、あるいは登校させる。つまり、場合によっては先生が2つの現場に対応しなきゃいけないと。いまここで考えてみても、しようがないといえましょうがないんだけれども、そういう事態もある程度は想定して、保護者に対してはかなりの説得力を持って説明ができるというようにしていかないと、と思いますね。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかに何か御質問等ございますでしょうか。

○星野委員 結局、短い期間に色々な学校が修学旅行を実施する形になると思うんですね。当然、新宿区以外の多くの地域が似たような時期にやるとなると、行った先で密の状況ができてしまう可能性もありますので、そのあたりは旅行会社とも連絡を取っていただきたいと思っています。それから、あまりに人気のスポットであるとか、そういうところではどうしても密になってしまうと思うので、その辺も考慮して、行き先等を考えていただきたいと思っています。

○教育長 御要望ということでよろしいでしょうか。

○星野委員 はい。

○教育長 ありがとうございます。

以前、教育長会が奈良で開催されたとき、ちょうど修学旅行の時期に当たったことがありますけれども、今思うとそれはそれは密でしたね。よく気をつけて考えていきたいと思えます。

ほかに何か御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 よろしければ、次に、報告3について御質疑があればよろしくお願ひいたします。

なければ、私から1つ。先ほどの報告2の中で、女神湖高原学園の夏季施設について、5年生は中止とするとなると、学校が女神湖を利用するのは、スキー教室以外ないということでもよろしいでしょうか。

○教育支援課長 現時点では、中学校2年生のスキー教室のみの予定になります。

なお、英語キャンプにつきましては、実施できるとしたら春季休業期間中が考えられますが、こちらは中学校2年生のスキー教室ができるかどうか、それと併せての検討になるかと思っております。

○羽原委員 参考までに伺いますけれども、緊急事態宣言下で、閉館状態だったわけです。そのときの人件費というのは区が全額見るのか、あるいは指定管理者の雇用関係において、給

料の削減とか、そういうことになるのか。

○**教育支援課長** 指定管理者の扱いにつきましては、行政管理課で統一した指針を示しております。まして、基本的に人件費につきましては、区が全額負担するという対応になっております。

○**教育長** よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** ほかに御質問等なければ、報告4に移ります。報告4について、御質問等あればお願いいたします。

○**羽原委員** 結果的にこうなったので仕方がないんですが、ただ、9月という、まだ暑い時期に空調が入らない学校も幾つもあるわけですね。結果であるから仕方がないんだけど、業者はそれぞれ違うのでしょうか。つまり、もう少し予定を繰り上げるとか、そういうことはできなかったのか。どういう事情でそうならなかったのか。しあれば、差し支えない範囲でお聞かせください。

○**学校運営課長** 空調設備の工事につきましては、まず新宿区の契約の相手方としては、空調設備のリース会社になります。リース会社の下で、元請の会社は大きな企業でございますが、その下に4つのチーム、即ち下請、孫請が入って、4つのチーム構成で各学校を工事してまいります。

ここで、各チームでできる工事というものがあ程度限られておりまして、この工事スケジュールを早めることで、下請、孫請等の会社が重なってきてしまいまして、なかなか工事をまとめてはできないという事情がございます。さらに、昨年度につきましては、何とか夏休み前に終わらせるようにということで、幾つかの事業者と相談したところ、もし夏休みまでに終わらせるというような条件であれば応札することができないということで、昨年度、複数の業者からそういった声が出たという状況もございました。

○**羽原委員** やはり、暑い時期までにある程度の対応ができればよかったなと思うんですね。なかなか難しいんでしょうけれども、業者はほかにもなかったのかなど、印象として少々思ったものですから。

○**学校運営課長** 大体の規模としましては、30社程度の業者が入って工事するような形になってございます。当然のことながら、区内事業者優先ではあるんですけども、区外の業者も多数使って工事をしていく中で、先日は会社にも来ていただきまして、何とか夏休み前までに1校でも2校でも巻いて工事することできないのかという話をさせていただきました。しかし、やはり信頼のおける工事業者を使うことが最も、安全・安心にもつながってくるので、

信頼できる業者を使いたいということがございます。そうすると、やはりある程度、事業者も限られてくるということもございます。スケジュールを巻こうとすると、工事に対するリスクも伴うことになりますので、難しいというお話があったところでございます。

○羽原委員 1つの体育館に何基ぐらい設置するんですか。

○学校運営課長 江戸川小学校の場合ですと、室内機は6基です。

○羽原委員 一応、状況だけは聞いておかないかと思ひましてね。具体性のある話をしてくれないと、つまりプロセスの部分がないと、実感として持てないわけです。だから、なるべく区民一般に分かりやすい情報を提供しないと。行政としては分かっているけども、利用者や保護者、そういう人たちに伝わるような説明じゃないとまずいと思うんですね。

○教育長 ほかに何か御質問等がありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 よろしければ、報告4についての質疑を終了させていただきます。

◆ 報告5 その他

○教育長 次に、報告5、その他ですけれども、事務局から報告がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 ありがとうございます。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 2時54分閉会